

平成29年度地域創生総合支援事業(サポート事業)

県中地方振興局 募集要項

福島県県中地方振興局

企画商工部 地域づくり・商工労政課

平成29年2月1日

1 提出期限

○一般枠、過疎・中山間地域集落等活性化枠、健康枠

(1) 平成29年4月1日から事業開始したい場合

平成29年2月13日(月)必着(市町村への提出期限)

(2) 上記以外(4月以降に事業を実施する場合)

平成29年3月6日(月)必着(市町村への提出期限)

○地域創生・市町村枠

平成29年2月17日(金)必着(振興局への提出期限)

※事業内容によっては採択までに1ヶ月半~2ヶ月程度を要する場合があります。

※申請書については各市町村地域づくり担当課あてに提出すること。

※予算の範囲内での採択になります。以降の募集に関しては未定ですので、事業計画がある場合は上記期間内での相談、申請をお願いいたします。

2 申請枠について

補助を受けることができる事業実施団体及び事業内容の要件は、次のとおりです。

(1) 一般枠

○実施主体

・ 民間団体(ア及びイを満たす地域づくり団体や実行委員会等)

ア 市町村等の関係機関や他の民間団体との連携が図られていること。

イ 事業実施に関して団体内部での合意形成が図られていること。

※地域づくり団体等の民間団体には、民間団体が実質的な実施主体となって市町村等の協力を得ながら実行委員会等を組織した場合も含まれます。

※市町村が事務局となる場合、形式的ではなく実質的に民間団体としての性格を有し、事業を実施することが必要となります。

○対象事業

民間団体が行う広域的な視点に配慮された事業又は先駆的な事業であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、地方振興局長が別に定める採択方針に合致する事業(別紙)。

※ 申請する際の注意点

① 事業内容

地域振興に寄与するものであり、いずれかに合致する事業であること。

ア 広域的であること

イ 先駆性があること。

ウ モデル性(独自性)があること。

② 事業計画

ア 事業の目的とその達成の手法が、明確かつ合理的であること。

イ 関係団体との連携、後援等の体制整備を図っていること。

ウ 事業効果が十分に発揮できるよう事前に入念な調整がされていること。

③ 事業費

ア 費目毎に積算根拠が明確であり、経費の見積が的確であること。

イ 事業を実施するために直接必要と認められ、必要最小限であること。

④ 事業効果、成果

事業の目標達成度を把握するための指標（成果指標及び活動指標）が明確であること。（集落等活性化枠についても可能な限り指標を設定することが望ましい。）

(2) 地域創生・市町村枠

○実施主体

- ・ 市町村（複数市町村で構成する協議会含む）

○対象事業

地域創生の推進に寄与し、具体的な効果が見込める事業。ただし、廃校・空き家等を活用する場合を除くインフラ施設等の整備改修を目的とした事業及び一過性のものについては補助の対象としない。

(3) 過疎・中山間地域集落等活性化枠

○実施主体

① 集落等の場合（ア～ウのすべてを満たすこと）

ア 過疎・中山間地域における事業であること

イ 行政区、自治会、町内会等であること。

ウ 事業実施に関して集落等内部での合意形成が図られていること。

② 市町村の場合（ア及びイを満たすこと）

ア 過疎・中山間地域における事業であること。

イ 集落等が実施主体になるよりも効率的、効果的であること。

③ 協定団体の場合（ア及びイを満たすこと）

ア おおむね半数以上が集落の住民又は集落等とゆかりのある者で構成される団体であること。

イ 集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた団体であること。

○対象事業

集落等の再生・活性化に関する事業（単なる維持修繕を除く。）であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業。

(4) 地域資源事業化枠

○実施主体

① 集落等の場合（ア～ウのすべてを満たすこと）

- ア 福島県内における事業であること
- イ 行政区、自治会、町内会等であること。
- ウ 事業実施に関して集落等内部での合意形成が図られていること。
- ② 民間企業の場合（ア及びイを満たすこと）
 - ア 集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた団体であること。
 - イ 福島県内に事業所を開設している事業者であること。
- ③ 協定団体の場合（ア及びイを満たすこと）
 - ア おおむね半数以上が集落の住民又は集落等とゆかりのある者で構成される団体であること。
 - イ 集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた団体であること。

○対象事業

地域経済循環を目的とした里山経済活性化事業及び里山経済活性化計画策定事業であり、地域資源の活用を条件としている。

(5) 健康枠（平成29年度から新設）

○実施主体

- ①集落等、市町村
- ②民間団体

○対象事業

東日本大震災を背景とした健康課題の解決に向けた取組や、心身の健康の維持・増進を図るため地域ぐるみで行う健康づくり活動など、健康長寿ふくしま・チャレンジふくしま県民運動の推進に資する事業

3 補助内容

(1) 補助率等については福島県地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)実施要領別表（本紙P. 7～10）のとおり

(2) 補助対象経費について

補助対象経費については、福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付要綱別表第一（本紙P. 11）を参照すること。

また、次の費用については、補助対象事業費から除外する。下記経費が含まれている場合、事業終了後に補助金が減額される場合があるので注意のこと。

- ① 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
 - (例) ・各種団体、施設に係る運営費
 - ・補助事業者内部の打ち合わせ会議等に要する食糧費（集落等再生計画策定事業の場合は除く）
 - ・修繕など現状復旧にかかる費用

- ・補助事業者の構成メンバーに対する各種謝礼（現金、金券等）
- ② 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- ③ 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- ④ 人件費（ボランティアスタッフ等当日雇用のための経費は除く）
- ⑤ 物販を行う場合の商品仕入れにかかる経費
- ⑥ グッズ、印刷物等を販売する場合の制作費
- ⑦ 敷金等の後日返還される経費
- ⑧ 設計費（集落等再生事業及び里山活性化事業の場合は除く）
- ⑨ イベント、コンテスト等での賞金

◎補助対象事業内で収入がある場合

補助対象事業内で収入（協賛金、参加料、イベント出展時の売り上げなど）がある場合は、申請時にすべて計上すること。事業実施後（実績報告時）に当初予算以上の収入があると認められる場合は、補助金を減額する場合がある。

◎会計帳簿等の整備、保存について

補助金の対象となった補助事業については、**収支状況を記載した会計帳簿（現金出納簿、予算差引簿など）を整備し、領収書等その他の書類と合わせて保存してください（補助事業の完了した会計年度の翌年度から5年間）。**

(3) 補助金の支払いについて

原則としては、補助事業終了後に精算払いを行う。

(注意事項)

- 事業費の積み上げについては、必要最小限のものとすること。
- 10万円以上の費用に関しては、廉価な発注とするために複数の業者から見積りを徴し、補助要望の際にはそれらの見積書の写しを提出すること。

(4) 補助対象期間

補助対象期間は原則として1年。

ただし、次のいずれかに該当する場合で、特に必要と認められる事業については、3カ年を限度に継続を認めることがある。**(次年度以降の補助金の交付を担保するものではないことに注意。)**

- ① 単年度では完了しない継続事業など、明確な事業計画のある発展的な事業
- ② 前年度より補助金依存率が低下するなど、自立に向けた取り組みが明確に認められる事業
- ③ 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業
※事業内容が一部ステップアップしている場合でも、事業の主要な部分が同じような内容の事業は継続事業として取り扱います。

4 提出書類

(1) 一般枠、地域創生・市町村枠、健康枠

- ① 地域創生総合支援事業（サポート事業）計画書（第1号様式別紙1）
- ② 事業実施計画書等（具体的な事業内容及び事業スケジュールを説明できるもの。任意様式。）
- ③ 収支予算書及び補助対象事業費に関する積算内訳（任意様式）
- ④ 10万円以上の費用に関する見積書写し（複数者による相見積り）
- ⑤ 地域づくり団体等の民間団体の事業にあつては、当該団体の規約及び名簿、これまでの活動概要が分かる事業計画書・収支予算書・決算書等
- ⑥ その他参考となる書類（事業内容をイメージし易い写真、図面など）
- ⑦ 団体の事務担当責任者の連絡先（住所、職・氏名、連絡先等が分かるもの。名刺等のコピーも可。）

(2) 過疎・中山間地域集落等活性化枠

- ① 地域創生総合支援事業（サポート事業）計画書（第1号様式別紙1。営利事業の場合のみ第1号様式別紙2。）
- ② 事業実施計画書等（具体的な事業内容及び事業スケジュールを説明できるもの。任意様式。）
- ③ （計画策定の場合は）集落等再生計画策定概要
- ④ 収支予算書及び補助対象事業費に関する積算内訳（任意様式）
- ⑤ 10万円以上の費用に関する見積書写し（複数者による合見積り）
- ⑥ 地区概要説明書
- ⑦ （協定団体の場合）福島県地域創生総合支援事業推薦依頼書・推薦書（第2号様式）
- ⑧ その他参考となる書類（事業内容をイメージし易い写真、図面など）
- ⑨ 団体の事務担当責任者の連絡先（住所、職・氏名、連絡先等が分かるもの。名刺等のコピーでも可。）

(3) 地域資源事業化枠

- ① 里山地域経済活性化計画書
- ② その他説明資料（任意）

※提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書等の様式は県中地方振興局のホームページ、または福島県地域振興課のホームページに掲載していますので、様式をダウンロードしてお使いください。

5 補助決定までの流れ

- ① 申請書類は各市町村地域づくり担当窓口へ提出をお願いします。
- ② 各市町村より提出のあった書類について書面審査を行い、ヒアリング（面接）審査を行います。ヒアリングの日時については実施団体の事務担当責任者へ連絡します。
- ③ 審査結果（採択又は不採択）については、後日通知します。（採択まで相当の時間を要する場合があります。）その結果、採択となった方は補助金交付に係る必要な手続きを行っていただきます。
- ④ 採択となった案件については、申請者の名称、代表者名、事業テーマ等について公表します。また、先進的な取組みと認められた事業につきましては優良事例として成果発表をしていただくこととなりますので、ご了承願います。

6 問い合わせ先

福島県県中地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 担当 関
郡山市麓山1-1-1 郡山合同庁舎2階
電 話 024-935-1323
FAX 024-939-4674
E-mail seki_hiroshi_01@pref.fukushima.lg.jp

別表 1 - 1 (福島県地域創生総合支援事業(サポート事業、県戦略事業)実施要領抜粋)
一般枠

補助事業者	民間団体
対象地域	・全ての市町村の区域
補助率	・補助対象事業費の2/3以内 ただし、特定過疎地域は3/4以内 ・過疎地域、特定中山間地域及び地域再生計画に係る事業、並びに東日本大震災や新潟・福島豪雨など福島県復興計画に位置付けられた災害からの復興関連事業(新規事業に限る。)については、地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。※1
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助対象事業費の下限	・50万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。
補助限度額	・500万円 ・地域間の交流を目的とする事業については、700万円。※2 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。 ・東日本大震災や新潟・福島豪雨など福島県復興計画に位置付けられた災害からの復興関連事業(民間団体が行う新規事業に限る。)について、補助率を10/10にした場合は、100万円。
補助金額算定方法	・次に掲げる額のいずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費×補助率 (2)参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。

※1 前年度に復興関連事業として補助率を引き上げた事業は、前年度の補助率を下回れば、局長判断により引き続き通常補助率からの引上げを可能とする。

※2 地域間の交流を目的とする事業とは、補助事業者が、主な事業活動場所となる振興局管内以外の特定の地域や団体と行う交流事業をいう。

別表 1 - 2

地域創生・市町村枠

補助事業者	市 町 村 等
対象地域	・全ての市町村の区域
補助率	・補助対象事業費の3/4以内。 ただし、特定過疎地域は4/5以内。 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。※1
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助対象事業費の下限	・50万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。
補助限度額	・1,000万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助金額算定方法	・次に掲げる額のいずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費×補助率 (2) 参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。

※1 前年度に補助率を引き上げた事業は、前年度の補助率を下回れば、局長判断により引き続き通常補助率からの引上げを可能とする。

別表 1 - 3

過疎・中山間地域集落等活性化枠

補助事業者	集落等	市 町 村	協定団体
対象地域	・過疎・中山間地域	同 左	同 左
補助率	①集落等再生事業 ・補助対象事業費の4/5以内 ただし、集落等再生計画策定事業で策定した集落等再生計画又は大学生の力を活用した集落復興支援事業で策定した集落活性化計画に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10/10以内、100万円を超える部分は4/5以内 ②集落等再生計画策定事業 ・補助対象事業費の10/10以内	集落等再生事業 ・補助対象事業費の4/5以内	集落等再生事業 ・補助対象事業費の2/3以内
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	同 左	同 左
補助対象事業費の下限	・25万円 (集落等再生計画策定事業を除く) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。	同 左	同 左
補助限度額	①500万円(集落等再生事業) ②30万円(集落等再生計画策定事業) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	・700万円(集落等再生事業) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	・500万円(集落等再生事業) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。
補助金額算定方法	・次に掲げる額のいずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費×補助率 (2)参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるとときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。	・次に掲げる額のいずれか少ない額とする。 (1)補助対象経費×補助率 (2)参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるとときに、当該超えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。	同 左

別表 1 - 4

地域資源事業化枠

補助事業者	集落等	民間企業、協定団体
対象地域	・全ての市町村の区域	同 左
補助率	①里山経済活性化事業 ・補助対象事業費の4/5以内 ②里山経済活性化計画策定事業 ・補助対象事業費の10/10以内	①里山経済活性化事業 ・補助対象事業費の2/3以内 ②里山経済活性化計画策定事業 ・補助対象事業費の10/10以内
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。)	同 左
補助対象事業費の下限	・25万円 (里山経済活性化計画策定事業を除く) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。	同 左
補助限度額	①上限1,000万円(里山経済活性化事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合は補助の累積額を1,000万円とする。 なお、上限額には里山経済活性化計画策定事業分を含む。 ②上限30万円(里山経済活性化計画策定事業) ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	同 左
補助金額算定方法	補助対象経費×補助率	同 左

別表第一（福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金交付要綱抜粋)

補助対象経費

経費区分	内 容
1 報償費	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金、コンクール等入賞者に対する表彰に係る経費（ただし、賞金を除く）
2 委託料	ホームページ制作委託料、市場調査委託料等
3 工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に要する経費
4 備品購入費	機械装置及び設備等の購入費
5 諸経費	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 人件費(ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。)
- (5) 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
- (6) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (8) 敷金等の後日返金される経費
- (9) 設計費(ただし、地域創生・市町村枠、集落等再生事業及び里山経済活性化事業の場合を除く。)
- (10) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。